

お客様 各位

令和3年4月1日

未利用口座管理手数料導入に伴う預金規定の制改定について

いつも当組合をご利用いただきありがとうございます。

このたび、当組合では、令和3年4月1日より「未利用口座管理手数料」を新設させていただくことといたしました。これに伴い各種預金等規定を下記のとおり制改正しましたので、ご案内いたします。

1. 「19. 未利用口座管理手数料規定」を新設しました。
2. 「未利用口座管理手数料」は、普通預金と貯蓄預金の口座からのみご負担いただくことから、下記内容を追加しました。

○^(注1) . (未利用口座管理手数料)

当組合所定の条件により未利用口座となった預金口座について、別途定める「未利用口座管理手数料規定」が適用されるものとします。

^(注1) ○の中の数字は「1. 総合口座取引規定」において「18.」、「2. 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」および「13. 貯蓄預金規定」において「16.」が入ります。

以上
小田原第一信用組合